

世帯調書の記入について

- 1 生計を一にしている人は、同居、別居を問わず全員記入してください。
- 2 **続柄**は、出願者本人から見た関係を、**年齢**は出願時現在で記入してください。
- 3 **就学者**とは、次の学校に在学する人をいいます。
小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学（短大・大学院を含む）。
- 4 **所得の種類**は、給与、その他の区分で該当するものを記入してください。
給与とは、俸給・給料・賃金・役員報酬・賞与及び専従者給与及びこれらの性質を有する給与等、年金（恩給・老齢年金・遺族年金等を含む）・扶助料・傷病手当金等のことです。
その他とは、給与以外での収入、配当、生活保護法による扶助料及び失業給付金等の収入のことです。
- 5 **収入金額**の記入にあたっては、次のことに注意してください。
収入金額とは、給与の場合、**所得証明書**の給与収入額又は**源泉徴収票**の支払金額のことです。
給与所得以外の場合は**所得証明書**の総所得金額を記入してください。
- 6 **収入金額**から所得控除額を差し引いた課税標準額に対し6パーセントを乗じ、各種控除を差し引いた額(**貸与額算定基準額※**)を選考の際の資料とします。
なお、この金額が基準（189,400 円）を超える場合は、奨学生の選考対象となりませんので、ご注意ください。
- 7 **就学者**の通学別について、**自宅外**の就学者で住民票を移動していない場合は、自宅外であることがわかる書類を添付してください。
なお、書類を添付していない場合は自宅として扱いますので、ご注意ください。

※貸与額算定基準額は次の計算式により算出します（100 円未満は切り捨て）。

貸与額算定基準額(a) = (課税標準額) × 6% − (市町村民税調整控除額)(b) − (多子控除)(c) − (ひとり親控除)(d) − (私立自宅外控除)(e)（100 円未満は切り捨て）

(a)市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が 0 円となります（以下の例外を除く）。

・ふるさと納税等により寄附金控除、住宅ローン控除等の臨時的な減税処置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は 0 円にならない場合があります。

(b)政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額)に 3/4 を乗じた額となります。

(c)生計維持者が 2 人を超える子どもを扶養している場合、2 人を超える子ども 1 人につき 40,000 円を控除します。扶養している子どもの人数は住民税情報又は申込時の申告人数のうち、小さい人数を適用します。

（例）生計維持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の 3 人を扶養している場合の控除額は、(3-2) 人 × 40,000 円 = 40,000 円となります。

(d)ひとり親世帯に該当する場合に 40,000 円を控除します。

(e)在学採用の審査において、あなたが私立の大学・短期大学・専門課程を置く専修学校・高等専門学校に在籍し自宅外通学の場合に 22,000 円を控除します。進学前の予約採用の審査においては適用されないため、一律 0 円となります。